

平成26年5月前期定例会 議事録

(1/2)

- ・開催日時 平成26年5月16日(金曜日) 14時57分～15時59分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 寺田主査

○議事事項

1 平成26年4月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 任期付研究員の採用について

佐賀県知事から地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第2項に係る任期付研究員採用等承認申請があり、その内容について説明し、申請のとおり承認することを決定した。

3 口頭により開示請求ができる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

(改正内容)

平成26年度から、佐賀県警察官採用試験の実施について、佐賀県警察本部長に全部委任したことに伴い、口頭により開示請求することができる個人情報から、佐賀県警察官採用試験に関する規定を削除する。

(施行期日 公布の日)

4 佐賀県が行う公平委員会の事務の受託に関する協議について

伊万里・有田消防組合管理者職務執行者から、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務の処理を佐賀県に委託したい旨、事前の協議を受けた佐賀県知事より、当委員会の意見を求められたことについて説明し、原案のとおり異存ない旨、回答することを決定した。

【説明】

当該組合管理者の知事に対する事前協議文書によると、当該一部事務組合が事務を委託する理由として、単独で公平委員会を設置し運営を行うだけの事務量がないと思われることや、高度の専門的人事機関である当人事委員会に委託するほうが適切かつ効果的な処理が期待できること等が挙げられており、

相当の理由があると認められる。

については、県が当該一部事務組合から公平委員会の事務を受託することに関し、人事委員会として事務的に支障はないと認められる。

○報告事項

1 懲戒処分について

佐賀県警察本部の懲戒処分について報告した。

2 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布について

総務省から通知があった、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の概要について報告した。

○その他

1 行事予定について